

## 質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2021 年 6 月 21 日

「タンザニア国産業人材育成にかかる情報収集・確認調査」

(公示日:2021 年 6 月 2 日／調達管理番号:21a00247)について、質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	14 頁 第 2 章 1. (3)2)	「人材育成計画」に求められる類似業務経験は、産業人材育成に限らず広義の「人材育成」と理解してよいか。また、「業務主任者／産業人材育成政策」との分野に関する役割の違いは何か。	「人材育成計画」の類似業務経験は、広義の「人材育成」と捉えていただいて構いません。但し、「業務主任者／産業人材育成政策」と併せて本調査の目的を達せられる人材であるかの観点で確認致します。 「人材育成計画」は、今後の人材育成支援策(案)策定のための業務を、「業務主任者／産業人材育成政策」は全体統括と共に本調査の目的である産業人材育成に沿った方向付けをしていただきたいと考えています。
2	19 頁第 3 章第 4 条(2)調査対象の産業	調査対象の産業として提案されている、①電気設備、②自動車整備及び③食品加工の 3 業種とは、18 頁で示されている VETA の分類に基づく 12 分野(Sectors) 76 業種(Trades)における 3 業種との理解で良いでしょうか？	はい、VETA 分類に基づいています。 但し、③食品加工「Food Production」は明示されていませんが、Agriculture and Food Processing の一部が入ります。 ※参考)配布資料「Basic Information Collection /Analysis in Vocational Education Training System in Tanzania」(Table 7))
3	20 頁 第 4 章 業務実施上の条件	記載がありませんが、業務内容及び業務工程を考慮の上、必要な場合は、現地傭人の配置を提案することは可能でしょうか。	はい、可能です。提案する場合は、本見積りに計上ください。

4	21 頁第 3 章第 5 条(3)「対象業種の絞り込み」	① 「タンザニアの工業化促進に資する、」とあるが、「産業促進に資する」との意味でしょうか？	「対タンザニア 国別開発協力方針」(外務省作成)の記載「工業化促進」を引用しました。 <a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072421.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072421.pdf</a> タンザニア政府は、「Industrialization」という言葉を使っており、「産業化促進」と捉えていただいて問題ありません。
5	21 頁 3 章第 5 条(4)産業人材育成に係る支援策の検討及びアクションプランの提案	アクションプラン(具体的プロジェクト案)の提案にあたり、想定する協力期間等があればご教示願います。	支援策やアクションプラン次第と考えており、想定する協力期間はありません。 調査を通して想定された案に応じた、適切と考えられる期間をご提案ください。
6	22 頁第 3 章 第 5 条 (6)	訓練モデルの検証は対象 3 業種の内、1 種類の企業を扱うという理解でよいか。	1 例のみの想定でして、1 種類になります。
7	23 頁第 3 章第 5 条(7)TVET 機関と民間企業が連携した訓練モデルの検証	訓練モデルの検証にあたっては、TVET 機関の協力が前提となるが、TVET 機関の学校カレンダーの都合により検証時期の調整が必要な場合は、履行期限の変更は提案可能でしょうか？その場合、変更可能の目安をご教示願います。	2021 年度(2022 年 3 月末)までに調査、精算まで終了させることを想定しています。2021 年度を超える期間延長は想定していません。
8	23 頁 第 3 章 第 5 条 (7) TVET 機関と民間企業が連携した訓練モデルの検証	「費用面では一般業務費において支出可能な経費(講師謝金、旅費、日当・宿泊費、教材費)のみを負担すること」とあります。これに関して以下の3点につき質問がございます。  ①講師謝金について、本邦講師が現地で講師を務めた分だけの支払いではなく、訓練モデルのために現地渡航した	前提として、本調査は JICA 民間連携事業(中小企業・SDGs ビジネス支援事業等)等、民間介入による支援策を出口の一つとして考えています。よって、上記にかかる訓練モデルの検証においては、JICA 民間連携事業の考え方を基本的に踏襲します。 つまり、民間企業側からの講師派遣では、人件費に充当する費用以外の必要な費用とします。  ① 現時点で、講師による訓練モデルのための現地渡航を

		<p>期間分を支払うという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>② 渡切りの支払いについては単価根拠が求められると思いますが、本邦人材が現地で講師を務めた場合のJICAの報酬単価（日額）をご教示頂けますでしょうか。</p> <p>② 本邦講師が現地渡航を行う際の航空券クラス、日当・宿泊費の単価は「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」に準じて設定して問題ないでしょうか。</p>	<p>想定していませんが、必要性が認められる場合は支払い対象とします。</p> <p>② 講師に対する報酬単価は設定していません。調査内容の特性、一般的慣習、前例等をもとに妥当性を確認し、契約時に合意致します。</p> <p>③ はい、問題ありません。</p>
9	27 頁 第 4 章(2)2)業務従事者の構成案	<p>評価対象業務従事者について、7 頁(1) 1) a) 業務主任者／産業人材育成政策、14 頁 1, (3) 2) 評価対象業務従事者経歴「業務主任者／産業人材育成政策」とありますが、27 頁第 4 章(2)2)業務従事者の構成案では①業務主任者／産業人材育成計画とあります。</p> <p>業務主任者が担当する業務は「産業人材育成政策」と「産業人材育成計画」のどちらでしょうか？</p>	<p>誤字失礼致しました。「産業人材育成政策」が正しいです。役割としては、前述のとおりです。</p>

10	27 頁 第 4 章 業務実施上の条件 (5)対象国の便宜供与 (必要な場合に記載)	<p>「関係機関との面談等の設定については、必要に応じて JICA タンザニア事務所の支援を受けられるものとする」と記載があります。</p> <p>調査団が使用する事務所は、調査団が独自に用意する必要がありますでしょうか。ご確認をお願いいたします。</p>	<p>調査中の通常業務においては、別途場所を確保いただきたいですが、外部との会議・面談(オンライン含む)等に弊社事務所を使っただいて構いません。 (現在、ダルエスサラームの他に、ドドマにもオフィスがあります。)</p>
11		<p>現地業務費(車輛、傭人費等)ですが、コロナ関連対策経費として、分乗を伴う車両関連費の数量増加や、業務地での移動制限に伴う特殊傭人費等の増加などが認められております。</p> <p>プロポーザル提出時の見積においては、通常の現地調査で必要とされる経費のみ計上し、コロナ関連対策として増加が必要な経費は、契約交渉時に協議させていただくという理解でよいでしょうか。</p>	<p>コロナ対策に係る費用については、見積には含めずに別見積にて提出願います。</p>

以 上